

〈確定稿〉

令和5年度 第6回 千代田区都市計画審議会議事録

1. 開催年月日

令和6年3月26日（火） 午前10時00分～午前11時57分
千代田区役所8階 区議会第1・第2委員会室

2. 出席状況

委員定数20名中 出席20名

出席委員 <学識経験者>

【会長】岸 井 隆 幸 （一財）計量計画研究所 代表理事

【会長職務代理】柳 沢 厚 都市計画家

加 藤 孝 明 東京大学生産技術研究所教授

木 島 千 嘉 神奈川大学等非常勤講師

三 友 奈 ヲ 日本大学助教

村 木 美 貴 千葉大学大学院教授

<区議会議員>

岩佐りょう子

小 枝 すみ子

桜 井 ただし

林 則 行

はやお 恭 一

春 山 あすか

<区民>

石 垣 曜 子

中 原 秀 人

服 部 記 子

細 木 博 己

諸 亨

山 田 ちひろ

<関係行政機関等>

小 林 仁 麹町警察署長（代理出席：宮原交通課長）

佐 藤 睦 麹町消防署長（代理出席：稲村予防課長）

出席幹事

古 田 毅 政策経営部長

印出井 一美 環境まちづくり部長事務取扱環境まちづくり部環境まちづくり課
総務課長

加 島 津世志 まちづくり担当部長

〈確定稿〉

関係部署

山 崎 崇	環境まちづくり部環境政策課長
古 川 裕 之	環境まちづくり部ゼロカーボン推進担当課長
神 原 佳 弘	環境まちづくり部道路公園課長
須 貝 誠 一	環境まちづくり部基盤整備計画担当課長
武 貴 志	環境まちづくり部建築指導課長
柳 晃 一	千代田清掃事務所長事務取扱環境まちづくり部参事 (連絡調整担当)
緒 方 直 美	環境まちづくり部住宅課長
江 原 達 弥	環境まちづくり部地域まちづくり課長
榊 原 慎 吾	環境まちづくり部麹町地域まちづくり担当課長
大 木 龍 介	環境まちづくり部神田地域まちづくり担当課長

庶務

前田美知太郎	環境まちづくり部景観・都市計画課長
--------	-------------------

3. 傍 聴 者

53人

4. 議事の内容

議案

【審議案件】

(1) 東京都市計画地区計画二番町地区地区計画の変更 附帯決議について

【報告案件】

(1) 丸の内一丁目地区地域冷暖房施設の変更について

(2) 丸の内二丁目地区地域冷暖房施設の変更について

5. その他

《配布資料》

次第、席次表、千代田区都市計画審議会委員名簿

千代田区都市計画審議会条例・運営規則、千代田区都市計画審議会諮問文（写）

資料1 丸の内一丁目地区地域冷暖房施設の変更について

資料2 丸の内二丁目地区地域冷暖房施設の変更について

〈確定稿〉

6. 発言記録

【景観・都市計画課長】

皆様、おはようございます。本日は、年度末のお忙しい中、また、雨の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局の景観・都市計画課長、前田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここから先の進行につきまして、岸井会長によりしくお願いできればと存じます。

【会長】

はい。おはようございます。令和5年度第6回の千代田区都市計画審議会を開会いたします。

まず、本日の委員の出欠状況等について、事務局から報告をお願いいたします。

【景観・都市計画課長】

はい。それでは、本日の出欠状況につきましてご報告させていただきます。定数20名中、出席、現段階では19名となっております。加藤先生は少し遅れるということで連絡がございますので、もう少々お待ちいただければと存じます。千代田区都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、委員の数の過半数に達してございますので、審議会は成立することをご報告申し上げます。

また、議事に入る前にご報告がございます。麹町警察署長が、人事異動、2月19日付によりまして、福山様から小林仁様になりました。本日は、代理で、麹町警察署交通課長の宮本様にご出席を頂いてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】

よろしくお願いいたします。

【景観・都市計画課長】

それでは、改めまして、会長、進行のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】

はい。加藤先生は、多分、電車が今日遅れている、乱れたようなので、その関係で遅れていらっしゃるのだと思います。

それでは、次第に沿って、案件の審議に入りたいと思います。お手元にあるとおり、今日は、審議案件が1件と報告案件が2件でございます。12時の終了予定ですので、ご協力をお願いしたいと思います。年度末、大変お忙しいと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、本日の審議会について報道取材の依頼があったようでございますので、事務局から説明をお願いいたします。

【景観・都市計画課長】

ただいま会長からご報告ございましたとおり、取材の依頼がございました。審議会開催前の写真撮影をお

〈確定稿〉

認めいただけますでしょうか。

【会長】

はい。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

※全委員異議なし

【会長】

はい。それでは、審議前の状況だけ写真撮影をしていただきたいと思います。

※プレスによる撮影

【会長】

よろしいでしょうか。

それでは、写真撮影は終了ということにいたします。

まず、本日の傍聴希望者について、お尋ねします。いらっしゃいますでしょうか。

【景観・都市計画課長】

はい。本日の傍聴希望者は、定員８０名のところ、５９名の方々より傍聴の希望がございました。また、本日、当日に傍聴を希望された方が２名いらっしゃいました。空席がございますので、傍聴をお認めさせていただいてございます。本会場での傍聴者数は２０名までとさせていただいてございまして、そのほかの方々は、隣の第３・第４委員会室におきまして、テレビ映像による傍聴をお願いしてございます。

本日は、傍聴者につきまして、多数頂いてございますので、先に会場にご入室を頂いておるところでございます。ご了承のほど、お願い申し上げます。

【会長】

はい。既に入室していただいているということでございますので、よろしいですね。

※全委員了承

【会長】

それでは、傍聴の方に注意事項を申し上げます。本会では、傍聴者の発言は認められておりませんので、ご了承を頂きたいと思います。また、傍聴の方にお願いがございます。傍聴される場合には、声を出すことや、審議会の運営を妨げる行為はご遠慮いただきたいと思います。また、本日は大変多くの方が傍聴にお越しでございます。審議会の円滑な運営のためにご協力をお願いします。こうしたお願いを聞き入れていただけない場合は、大変申し訳ありませんが途中退席していただくこともございますので、ご了承を頂きたいと

〈確定稿〉

思います。

本日の終了時間は、先ほど言ったとおり、12時でございます。ご協力をよろしくお願い申し上げます。
それでは、まず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【景観・都市計画課長】

はい。配付資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料でございますけれども、資料番号がないものとして、次第、席次表、委員名簿、審議会条例及び運営規則、諮問文の写しをご用意させていただいております。

次に、資料番号を付しているものといたしまして、資料1、丸の内一丁目地区地域冷暖房施設の変更について、資料2、丸の内二丁目地区地域冷暖房施設の変更について、また、委員限りでございますけれども、東京都市計画地区計画二番町地区地区計画の変更への答申に関する決議についてと、環境まちづくり委員会二番町地区のまちづくり関連（請願・陳情）につきまして、席上に配付させていただいております。

過不足等ございましたら、会の途中でも結構ですので、事務局までお申し付けいただきたく存じます。
以上でございます。

【会長】

はい。資料はよろしいでしょうか。

それでは、審議に入る前に、事務局から報告事項があるということですので、お願いしたいと思います。

【景観・都市計画課長】

それでは、事務局からご報告させていただきます。

区議会環境まちづくり委員会から、以下の事項につきましてお伝えするよう申入れがございましたので、ご報告いたします。

現在、区議会環境まちづくり委員会におきまして、請願が1件、陳情が23件、継続審査の状況でございます。また、昨日の陳情審査で、委員会のまとめとして、千代田区都市計画審議会条例第6条3に基づき、可否については2択で決することの申入れがございました。

以上でございます。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

前回、どういう進め方をいたしましょうかということをお皆さんと議論させていただいて、お諮りして進めた結果でございますが、特に詳細な規定がないものですから、こういうふうにして、その都度、実は方法を決めて進んでおります。これは、都市計画審議会としては独自のものかと思いますが、議会でもそういうご要望があるということを受けて、後ほど、これから附帯事項についてご意見いただきますが、附帯事項を諮っていただいて、その後、最終的に採決させていただくというか、この附帯事項を認めていただければ、それをもって、その先の方向をご議論いただくということかと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

〈確定稿〉

います。

それでは、審議案件の東京都市計画地区計画二番町地区地区計画の変更、附帯決議についてでございます。
これは、前回の宿題となっていた事項でございまして……

【委員】

会長。

【会長】

はい。何か。

【委員】

附帯の前で……

【会長】

はい。何か。

【委員】

はい。恐れ入ります。会長の、お話しいただいた決め方に関するところについては、今後の流れの中でも、めり張りをつけていかなければいけない部分で、進行の取り計りは私もそのとおりだと思いますけれども、条例の考え方については、一旦、行政に、条例上の判断について確認させていただけたらと思ひまして。やり取りは、決して行ったり来たりはいたしません。今どう考えているかを、ここで、この場で確定しておくというだけの質疑ですが。

後になって紛争になるといけないので、確認しておきたいと思ひます。

【会長】

はい。条例上、何か規定があるかどうかと、どのような採決をすることに関して何か規定があるかどうかとのお尋ねですよね。

いかがでしょうか。何かありますか。

【景観・都市計画課長】

はい。事務局でございます。

規定といったところにつきましては、本日お配りしてございます千代田区の都市計画審議会条例、また運営規則といったところでございます。その中には、具体的に何択といったような形の記載はございませんが、今、区議会からの申入れもありますように、条例という中では、前回も、整理の中では、この3択といった中でも、2択という中に整理いただきながら進行していただいたところでございますけれども、その取扱いについて、やはりということでご意見を頂戴しているものと認識しておるところでございます。

〈確定稿〉

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

【委員】

はい。すみません。繰り返しはいたしません。ただ、ここにめり張りをつけておくことを、議会は別の場で、こちらは独立の会議体ですので、そこで考え方を明らかにしておく必要があると思うので、1回の質問で答弁ということで結構ですので、させていただければと思います。

千代田区都市計画審議会条例6条3項では、審議会の議事は過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによると規定されていますが、区議会は2択が基本と考えたとの申し送りがありましたが、現段階で区は3択が有効と考えているかどうかについて、条例上の解釈として確定させていただきたいと思っています。

【会長】

はい。都市計画審議会としては、皆さんの総意をもった方法でやらせていただきましたから……

【委員】

運用ではなくて、条例のことです。

【会長】

したがいまして、それを事務局としてはどう受け止めているかということかと思いますが、いかがでしょうか。

【景観・都市計画課長】

はい。それでは、区としての見解を述べさせていただければと思います。

前回ご議論を賜って、私ども区のほうでも確認させていただきました。当日の審議会のやり取りを踏まえ、採決の有効性について、法規担当にも確認を行いましたけれども、採決に至るまでの質疑や採決内容におきまして議論が尽くされた後に採決が行われており、また、採決の前に、会長より賛成、附帯決議つき賛成、反対の3択の選択肢におきまして、附帯決議つき賛成についても賛成として、全体の賛否を分ける旨の案内があった上で、その後の委員のやり取りにおきましても、附帯決議の内容によって賛否を判断する場合には反対を選択するよう確認がなされ、最終的な採決についても、委員から異議がなかったため、採決については有効であると考えてございます。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。詳細な規定がなかなかない中で、皆さんの総意で動かしておりますので、ぜひ、事務局もそのことは酌んでいただきたいと思います。

〈確定稿〉

それでは、よろしいですかね。審議を進めてまいりたいと思います。

前回の宿題となっております附帯決議の内容でございますが、これまで様々なご意見を頂いておりました。附帯決議の提案は、実は、柳沢委員から一番最初にこういうことを考えたかどうかのご意見もあり、実は、副会長、会長職務代理でもいらっしゃいますので、私から会長職務代理にたたき台を頂けないかとお願いいたしました。その上で、各委員にもご覧を頂いて、少し意見を頂き、その修正をさらにお願ひしたということでございます。

この附帯決議のまず内容に関してこれからお諮りをするわけですが、説明に関しては今のよう状況でございますので、まず会長職務代理からご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【会長職務代理】

それでは、初めに、附帯決議の案を朗読させていただいて、その後、少し補足説明をいたしたいと思ひます。

東京都市計画地区計画「二番町地区地区計画の変更」への答申に関する決議について。

令和6年2月8日開催の令和5年第5回都市計画審議会において、議案審議致しました東京都市計画地区計画二番町地区地区計画の変更に関して、下記の通り決議をいたしましたので、お伝えします。

決議。都市計画は、都市の望ましい環境形成を実現するための重要な制度ですが、今般の二番町地区計画の変更にあたっては、意見の対立により、地区住民を二分するような事態が長期にわたって継続しています。この対立状態が継続し、深まっていくことは、地区内の住民等にとっての良好な市街地環境の形成、または保持のための計画、都市計画運用指針Ⅳ－2－1 G（1）①という地区計画の本旨を全うする上で、望ましいことではありません。

つきましては、当地区の地区計画変更の都市計画決定にあたり、千代田区当局に対し、地区の融和を図るため、次の事項の実施を要請致します。併せて、全ての関係者が、この問題に関し前向きに話し合える場づくりに協力することを切望します。

なお、日本テレビ通り全体のまちづくり方針の早期策定についても、引き続き、努力を重ねていただきたいと思ひます。

（1）事業の具体化にあたっては、地区内の融和に向けて、事業者、関係住民、関係機関などとともに、真摯な努力を重ねること。

（2）地区計画の決定事項である高さや容積率は、それぞれその上限を定めたものであり、事業者が地区の要望を受け止めて、上限に対して、ゆとりを持った計画内容とすることを妨げるものではないので、今後の建築物の設計段階において、その可能性について、事業者と十分に協議すること。また、計画されている公共施設の在り方を含め、様々な観点から質の高い計画になるよう、十分に協議すること。

（3）地区計画によって確保される地区施設の管理運営のあり方については、千代田区と事業者との協定により、その骨格が定められることになるが、関係者の納得を得られるよう、真摯な努力をし、当該協定（協定に基づく取決めを含む）の決定変更の手続きに遺漏がないよう、慎重に進めること。

（4）上記（2）及び（3）については、それぞれの進展状況について、適切な節目に応じて、当審議会に報告すること。

〈確定稿〉

では、少し補足説明をいたします。たくさんのご意見を頂いて、ありがとうございました。ご意見に対しては極力反映するというスタンスで、会長とも議論しながら成案を作りましたが、残念ながら反映できないご意見も幾つかありましたので、その反映できなかったことについてコメントさせていただきます。このコメントは私の現段階での考え方ですので、あるいは会長から補足、修正の発言があるかもしれませんが、その点はご了承いただきたいと思います。

まず、ご意見の中で、全体の内容に関わるものとして、（１）から（４）が具体性がないと。これではあまり役に立たないと、そういう趣旨のご意見を何人かから頂きました。その点についてですが、まず、順に、（１）はご覧いただいても分かりますように、個々具体の事項に対するリクエストというよりは、今後の事業の進展に対する全般的な区の事業者に対するスタンスを記述したものですので、こういう包括的な表現になるのはやむを得ないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

（２）に関して、ここがいろいろご意見いただいたところですが、ゆとりを持った計画内容に向けた協議の目標値を具体的に定めるべきではないかのご意見がございました。ただ、このことに関しては、具体的な数値を書き込むことになると、それを書き込んだ上で都計審で合意して決議するということになる、それは、むしろそういうことができるのであれば、地区計画の決定内容としてそれを書くのが本来の道筋でありますので、ここで具体数値を出すのは適切ではないと、私は考えております。

これに関連して、専門家による合議体を設けて検討して、住民の合意を図るべきだとのご意見もございました。しかし、そういう検討は、この段階というよりは、地区計画の都市計画決定の前の段階でしっかりやるというのが筋でありまして、今回も、それに近い形の検討が行われてきたわけでありまして、ですので、この段階で、そういう形を取るのも適切とは言えないと考えております。

（３）に関しては、表現は簡単、簡潔な表現ですが、それなりに具体性があると私は思っております。地区施設が地元にとって有効なものになるか否かは、その管理運営に大きく依存いたしますので、管理運営のあり方をどう決めるかが非常に重要。そのことに関して、ここで、管理運営の内容の決定は、関係者への事前周知等を含む、しかるべき手続の下に進められるべきであるとの趣旨で書いたものでございます。

最後の（４）に関しましても、適切な節目というのをもう少し具体的に例示しろとのご指摘もありました。例示する方法もないではないと思いますが、むしろ、あまり具体的に個々の節目を名指しするよりは、審議会がここは大事、今は節目ではないかと皆さんで認識されたら、むしろ区に対して報告を要求できると、そういう考え方で運用していただければ幸いということで、こんな表現にしたところでございます。

私の説明は以上。失礼しました。まだありました。

そのほかに、個別の事項として２点ばかりありまして、１点目は、協議の対象として、近隣教育機関を明記すべきではないかのご意見がありまして、これに関しては、確かに関係住民という表現では、教育機関が包含しにくい感じもしますので、修文いたしました。関係住民というところを関係者、あるいは、場所にもよりますが、関係住民・関係機関という形で修正いたしました。ただ、近隣教育機関と具体的に名指しをするのは、特定の機関を都市計画制度の運用の中で特別扱いすることに近づいてまいりますので、それは適切ではなかと、表現を避けております。

それから、もう一点、今回の地区計画の本来前提になるべきまちづくり方針がなかったのではないかと。それを早く早期に策定すべきであるとのご意見がありました。これに関しては、先ほど読み上げた前文の中に

〈確定稿〉

書いておりますが、前文もさることながら、ここの四つの中の一つに加えるべきではないかとのお話もありましたが、（１）から（４）は、言わば今回の地区計画に直接関わる事項に的を絞ることにいたしましたので、前文にとどめる形にいたしました。

私からの説明は以上でございます。

【会長】

はい。ありがとうございました。

それでは、今、朗読していただいた附帯決議の案に関して、ご意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】

案の作成、ありがとうございます。

やはり、私は、前からも何回か質問しているのですが、本質的な課題の解決につながる文言とかが入っていないと、なかなか理解し難いところがあるので、まず区役所にお伺いしたいのです。といいますのが、前回も申し上げましたけれど、意見書についての中身の議論というのを飛ばしてこのステージに来てしまったので、今さらになってしまうのですが、昨日も、３番目の教育機関から、意見書というか要望書が審議会宛てのものが届いて、計３通、いわゆる特定教育機関から来ているわけです。前回伺ったときには、こういった意見書について、学校に足を運んでいろいろなお話をされたか、懸念事項について何か共有するようなことを言ったのかと聞いたときには、まだやっていない、今後やるということでしたが、例えば、１月の分については、就労人口が増大して飲食店が増加すると、過剰なにぎやかさが出現することを大変危惧しますと。それから、２番目のところは、番町地区全体のにぎわいが増すことによって、保育や教育活動にふさわしい環境が損なわれる懸念がある。それから、昨日頂いたものは、今問題になっている地区計画案は保育や教育活動にふさわしい環境が損なわれる懸念があると。これだけ書かれているわけですが、その後、これらの学園に対して、どういうアプローチをし、どういう返事をもらったか、教えてください。

また、同じく事業者は、親会社が上場企業なので、レピュテーションリスクとか、そういった法務リスクに対応していると思うのですが、これらの学園のこういった懸念事項に対して、どう言っているのかを教えてください。質問は区役所宛てです。

以上です。

【会長】

大変恐縮ですが、附帯決議に対するご意見を頂きたいので、今答えていただきますけれど、基本的には附帯決議の内容をどうするかについてのご意見を頂ければと思っています。

【委員】

はい。ですので、これらについて、もう少し具体的な対応を入れていただきたいということです。

〈確定稿〉

【会長】

附帯決議の中に何か入らないかと、そういうことですね。

【委員】

教育機関、今、特別なものに対するのはよろしくないという説明は頂いたのですが、それでも入れていただきたいという意見です。

【会長】

はい、分かりました。

では、先ほどの状況説明に関しては、区から何か答えられますか。

【麹町地域まちづくり担当課長】

はい。麹町地域まちづくり担当課長の榊原です。ただいまのご質問に対してご回答いたします。

学校関係者からの意見書の取扱いに関しては、2月8日の都市計画審議会で意見書の要旨の内容についてご説明させていただいた際に、会長からもご説明ございましたが、一件一件をなかなか説明するというのは、了承も得た上で全てご紹介するのが、今回かなり件数也多かったので、現実的に困難であることから、事務局で要旨を取りまとめてご説明させていただいたところです。

個別に学校機関からこういった意見書が来ていることに関しては、今後どういったところを学校側が懸念されているかを踏まえた上で、今回、附帯決議の内容に書き込まれている内容も関連してきますが、今後地域との会話を重ねていく中で、こういった視点についても重々反映した上、加味した上での検討を進めていければと思っています。具体的なアプローチを行ったかに関しては、現状では行ってございません。

以上でよろしかったでしょうか。

【会長】

2点目の事業者の方の情報は何か手に入れているものがあるのでしょうか。多分、区へのご質問だったと思うのですけれど。

【麹町地域まちづくり担当課長】

はい。事業者と教育機関側との調整という趣旨のご質問でよろしかったでしょうか。

【委員】

調整ではなく、こういった意見が出ていますよというのに対して、事業者は何と。

【麹町地域まちづくり担当課長】

はい。失礼いたしました。

こちらに関しては、これまで、まちづくり協議会等でも、参加されている学校機関の方々からのご意見と

〈確定稿〉

いうのは頂戴しているところです。それに併せて、今回、意見書でもこういったご意見を頂いていることについて、先ほどと重なる部分もあるのですが、今後の検討の中でしっかり会話していき、こういった意見について勘案した上で、どう進めるかについて、事業者としてもそこについては把握されているというところです。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

ほかの。どうぞ。

【委員】

いろいろご苦勞、ありがとうございます。

その上で、今の委員の質問とも関わるのですが、意見書が要約で出された内容の中で、私も近隣女子高、なぜならば番町は文教地区でありますし、教育と文化は千代田区の看板ブランドでございますので、それを守り続けてきた学校からの意見をどう捉えるかは、私も大変僭越ですが、議会のときに、学校に一生懸命お電話もして、そうしたら公表してくださいとおっしゃっていました。前回公表されるかという手配がされずに、こういった形で3校、番町御三家女子高からの強い要望ということで、ぜひ、委員の皆さんでご共有いただきたいということになったと。議会にも同じように意見が来たのが昨日です。

それで、その内容に対して、17条の意見書をどう区が答えていくか、また本質的な議論に対してどう対応し得るかは、この都市計画審議会のまさに本旨というか、本業というか、やるべきことだと思うので、その点で44ページに書いてある、ただいまの繁華街化の道と商業化の状況に対してという、このことに関して……

【会長】

44ページというのは、どれを。どの44ページ。

【委員】

この意見書の要旨の回答が、幾つかもうばらばらに記載されているので、選び取るのがなかなか難しかったのですが、その中で、この44ページの回答欄に、商業施設や広場は主として地域の方々の利用を想定していることを事業者を確認しておりますとのご答弁になっているのです。この回答で、こうした3校からの教育環境の懸念、悪化に対する懸念にどう答えているかは、残念ながら、やはり回答になっていないわけです。今、学校に足を運んで、そうした調整を図ることもしていなかった、地区計画が決まってから何らかのとおっしゃるのですが、そういう意味では、まさにこの附帯決議の中にそうした配慮が盛り込まれることは非常に重要なのではないかと、私としては申し上げておきたいと思います。

【会長】

附帯決議の中にそういうことを少し書けないかということですね。

〈確定稿〉

【委員】

はい。強く書き込む。

【会長】

はい。そういうご意見ですね。

【委員】

はい。

【会長】

はい。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

まずもって、今回のこの附帯決議の案を正副会長の下でお示しを頂きましたこと、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

この附帯決議については、昨年3月30日に、専門家の皆様に我々が再度案を委ねてお願いして、出てきた案に対して、事業者、また地元の協議会を経て、そして前回採決が行われて、その骨格が決定したものと私は理解しております。その中で、決議についてどうするのかとの案がお示しされたわけでございますけれども、冒頭の会長職務代理のご説明の中で、意見として具体性がないのではないか、目標値を定めるべきではないかといったような、そういったご意見があったとのご説明を頂きました。ただ、附帯決議は、意見が異なる方たちが共通して理解できる事項を、汗をかきながら、きちんと整理して、それを皆様の全会一致での合意を得られた上で、この附帯決議をつけていくというものだと思います。

そういう中では、今、ここで、この決議の中で、具体的な数値だとか目標値だとかを入れることについては、ふさわしくないと私は思っております。その上、作っていただいた決議文の中にも、建物の設計段階においての可能性について、事業者と十分に協議することという一文を入れていただいております。この決議の中にも、一方的な話ではなくて、やんわりとした形の表現になっているところもありますけれども、全員の方がその趣旨を酌み取ることができる決議になっているので、何らこの決議について変更することはないものと、私は思っております。

以上です。

【会長】

はい。ありがとうございました。

ほかの方はいかがでしょうか。

〈確定稿〉

【委員】

2点ございまして、まず一つは、(2)ですが、私は、目標すべき具体的なものを書き込まないとならないと思っています。でも、しかし、先生方がここまでご努力されてまとめてきたという中で、それを尊重しつつやるにしても、やはり容積率の相関関係が一番高い広場相当の言葉がどこかで文言が入っていないと、2,500平米、それをどう入れるのか、私は入れるべきだと思っています。そういうところに、また事業者との可能性の地域との検討課題が出てくるのではないかと。すみません。どこに入れるかについてはあれですけれど、広場相当2,500平米が容積率220パーセントという相関関係があるので、そこを考えています。

【会長】

できれば、具体的に。どこに何を入れようとおっしゃっている提案でしょうか。

【委員】

容積率に相関するところだと思いますが、広場相当という言葉、どこかに標準2,500平米という言葉を入れて、その条件を定めたものではないかと入れていただければと思っています。

【会長】

おっしゃっている意味は、2,500平米の広場を取るべきではないと書けということですか。

【委員】

そういうことではなく、地域との確認を取りながら、2,000平米でも十分700パーセントの容積を担保できることの確認が取れていますので、そこも、地域の方に最終的に相談する内容、それが、逆に言ったら、容積率の相関関係にもなってくるので、文言を入れていただければと思っています。

あと、もう一つ……

【会長】

すみません。意味がまだ分かりかねているのですけれど、どこに何を書けば、今のご趣旨がうまく伝わるのでしょうか。

【会長職務代理】

先ほどの委員のご意見にも後でお答えしますが、今のご発言に関して若干誤解があるようですので、私からお話しておきますが、あるいは区のほうがいいかもしれません。2,500は、それは大き過ぎるというご意見もいろいろありましたが、ただ、地区計画の中で2,500確保しろと書いてしまっているのです。ですから、それはもちろん今日の議論で前回の決議は有効ではないとなれば、議論し直していくことも、もしかしたら議論としてはあるのかもしれませんが、要するに、2,500は動かせないのです。2,500は確保すると書いてあるので、これを2,200とか2,000で止めるのは、要するに地区計画違反に

〈確定稿〉

になってしまうのです。容積、高さは上限を定めていますから、それ以下にすることは何の問題もないのです。

【会長】

地区計画の案に反対とのご趣旨は、それはそれで分かるのですけれども、その上で、ここに何を書くとい
いかというのはよく分からなくて。

【委員】

すみません。では、このところについて、私ももう一度、どこに文言を入れたらいいかについては、今、
確認をさせて。ただ、私が2, 500平米については標準と言われている、そして2, 000平米にするこ
とはできるのかと委員会で確認したときに、できないと言われている。標準です、と。それで、200
平米やったときについてのパーセンテージも明確に出ていましたので、そこで、今、申し訳ない、会長職務
代理のお話からすると、そういうことであれば、できないことを執行機関から説明いただければと思います。

【会長】

はい。地区計画でそのことをうたえばどうか、うたった場合にはどうかとの答えだと思うのですが、い
かがでしょうか。事務局から、もし地区計画で今の内容で決めたときに、それに違うことができるのか。

【麴町地域まちづくり担当課長】

はい。ただいまの広場の広さに関してですが、今回、地区計画の案について、前回、議案としてもお配り
した中で、資料上、広場については2, 500平米については明記しております。一方、高さや容積につい
ては、最高限度ということで、今回の附帯決議の案の中でも、ゆとりを持った数字と表現されていますが、
広場の面積に関しては、今回2, 500平米と記載しているので、確保が必要な広さと理解しております。

【会長】

よろしいですか。

【委員】

その部分については、今回の地区計画に入れる、変えられないと認識しました。それに認識したというの
は、議会での答弁につきましては、具体的に容積をやっていましたから、このところに文言を入れるべき
が、地域の融和を取るための第一策ではないか。方程式からいったら、容積と高さで広場相当が一つの要因
であるがために入れるべきではないか。でも、今の話だと、変えられないことを前提で、この文言ができて
いると認識しました。

次に、（４）でございます。適切な節目でのところですが、ここは、逆に言うと、明確に書くべき
ではないかと思っています。といいますのは、具体的にこの地区計画を変更していくに際して、建築条例も
変更されます。そうなりますと、基本設計だとか、「など」という言葉などを使いながら、概要設計だとか、
あと事業計画だとかというところについてを一つの節目の基準にしておかないと、このところを往々にし

〈確定稿〉

て、するっと抜けてしまうことがありますので、明記していただいたほうがいいのではないかとということでご意見を頂きたい。

【会長】

基本計画とか事業計画というのは、一般用語としてはあるのですが、それがいつ決まったかというのは、実は、法定上はあまりないです。したがって、おっしゃることを体現するとすれば、法手続の前とすれば、建築確認の前になるかと思うのです。その前のいろいろな作業は、確かに作業としての呼び名はあるのですが、どこが節目かはなかなか判断が、実際のところにこれは基本計画で一旦決まったといっても基本計画は柔軟に構えていたりするので、なかなか節目が分かりづらいとは思うのです。それでも、基本計画の段階で何か出せと言ったほうがいいのではないかとのご趣旨ですか。

【委員】

はい。そういう事業計画、こういう内容が決まる、固まる前のところで、固まるとか、そういう言葉の中で、もう少しふわっとするならば、そういう表現の中でやっていく。そうでないと、やはり、このところの節目節目という中で、時に応じては、回数を重ねて都市計画審議会をやったり、時にはやらなかったりされてしまうと困りますので、その辺を明文化するのがよろしいのではないかと考えています。

【会長】

はい。何か節目というのを明らかにしたほうがいいとのご意見ですね。

【委員】

そうです。そういうことです。

【会長】

多分、もし、そういうご意見を体現するとすれば、法手続の段階の具体的なステップの前ぐらいしか言いようがないかと思うのです。建築の設計の抽象的なレベルを言っても、それが終わったか、終わっていないかを判別するのはとても難しいので、なかなか厳しいのではないかと思います。

【会長職務代理】

差し当たり。では、私の考えですので、また委員の皆さんで別の意見もあるかもしれませんが、今の点から先に申し上げますと、私の書いたこれは、要は、固まる前であるということは、むしろ、これの存在価値なのです。固まる前にということを書こうとすると、むしろ固まってから報告するというのもありかみたいになってしまうでしょう。ここでは、事後報告をしようと言っているわけではないのです。これは、全体の文脈からは、多分そう理解いただけたと思いますので、そういう意味で私はあまり具体的な節目を名指ししないほうがいいと思っているのです。

今、会長が言われたように、法的な節目となってしまうと、確認前は、もうほとんど物事は決まっている

〈確定稿〉

のです。そんなときに報告されても、かえって、皆、困ってしまうのです。だから、審議会の中で、今どういう段階だと、ここまで設計や調整が進んでいますというので、では、その件について次回報告してほしいとおっしゃっていただけたらいいのではないかと私は思いますが。

【会長】

はい。ご意見として、取りあえず、そういう節目はもう少し書けないかのご意見だと承りました。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

いいですか。

【会長】

はい。どうぞ。

【委員】

すみません。取りあえずは、今、委員がおっしゃられた2点について、私の質問を申し上げます。

まず最初に、今、我々が議論しているのは、今回提案があった附帯決議案を採択するか、採択しないかの2択を議論しているのでしょうか。

【会長】

最終的にはそうなります。

【委員】

採択しない場合は。

【会長】

修正を施すための議論をすると。

【委員】

ということは、最初に多数決で、この原案どおりでいいか、悪いかの決議をして、原案どおりで駄目だった場合には、新しいものを議論するということですか。

【会長】

そうなる。これは、また後で皆さんにきちんとお諮りしますが、多分、それが普通の方法だろうと思います。

〈確定稿〉

【委員】

では、それを前提で質問ですけれども、今、会長職務代理が（４）番については時期を定めないほうがいいのであるとのご指摘ですが、これは、区役所にベストのタイミングの判断を委ねることになってしまいます。というのは、委員が意見書の中で書かれていましたけれども、どうせこの委員のうち３分の１はいなくなってしまうのだから、そんなフォローアップをしても意味がないのではないとのコメントをされていたけれども、逆に、こちらから、おい、今、そろそろタイミングではないかというのは、委員の指摘どおり難しくありませんか。そうであるならば、というのは、今まで都計審で、例えば外神田とか、もう一つあるのでしたか、いろいろなもののフォローアップはどうなっているのだと、ベストタイミングでそういう質問があったことは、私はなかったと思うのです。であるならば、全てをカバーすることはできませんけれども、いわゆるマイルストーン的にこういう場面、こういう場面、こういう場面で少なくとも報告しなさいと書いたほうが、より区役所に対する義務づけができると思うのです。

私は、全般として、義務になっていない附帯決議がどれだけの意味があるのかとは正直思っています。ですが、限界があることは私も分かりましたので、ただ、少なくとも何ら義務がない形にするよりは、例示を幾つか入れることによって義務したほうがいいのではないかというのは、（４）番に対するコメントでございます。

それから、２番目の２，５００平米のくぐりで、２，５００以上にしなくてはいけないのだとの記載は、この地区計画案の何ページの何のところですか。

【会長】

はい。これはご質問ですか。

【委員】

質問です。

【会長】

具体的にどこの場所だと言っていたければ。

【麹町地域まちづくり担当課長】

はい。今、以上にしなければとのご質問だったのですけれども、以上にしなくてはならないという記載はございません。地区計画、前回お配りしている案の中で、２ページ、こちらの一番下段になります。公共施設等の整備の方針、こちらのＤ地区、２番のところに、表現として、街区公園規模（約２，５００平米）の広場を確保するとの文言がございます。また、続いて、３ページ……

【委員】

すみません。もう一回繰り返して。２，５００平米。

〈確定稿〉

【会長】

スクリーンに出ています。

【麴町地域まちづくり担当課長】

約2,500平米の広場を確保するとの表現をさせていただきます。

また、3ページ、こちらは、広場について、主要な公共施設の配置及び規模を記載しておりますが、こちらは、広場が二つに分かれています。2-1で約2,000平米、2-2で500平米ということで、両方合わせた面積が約2,500平米と、面積としては位置づけております。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

【委員】

追加します。数学的、算数的にいくと、2,500平米規模という言葉を使っている。それから、厳密に言うと、約1,850平米、約650平米という言葉を使っているということですね。

【麴町地域まちづくり担当課長】

数字は今おっしゃっていただいたものとは異なりますが、約2,000平米と約500平米ということ、地区計画の案には記載しております。

【委員】

分かりました。問題は約とか規模とかという言葉ですが、例えば、80メートル以下とか、それから70パーセントとかという言葉、それから、相当という言葉、規模という言葉、これは、厳格に1ミリ一寸も違ってはいけないという意味ではなくて、一つの、まさに、これは約ですよ。そうするならば、それを下回る数字をこの附帯決議案の中に入れてはいけないという根拠はどこにありますか。

【会長】

具体的に附帯決議の中にどういうふうに入れるというご提案でしょうか。

【委員】

この提案は、今から申し上げる文言は私としては100パーセント満足してはおりませんが、例えば、今、委員のおっしゃった言葉をここに入れるとすると、(2)地区計画の決定事項である高さや容積率はそれぞれその上限というところを、地区計画の決定事項である高さ、容積率並びに広場の面積は上限を定めたものであり、または目安を定めたものであり、言葉はいかようにもなると思いますが……

【会長】

〈確定稿〉

今のは、上限ではないですね。

【委員】

では、言葉はいろいろとお考えいただいて結構でございますけれども、これでしかならないと言っていないわけですから、それに対する幅を附帯決議で示すことは、私は矛盾がないと考えております。つまり、（２）番と（４）番についてはそういうご提案を申し上げます。

【会長】

はい、分かりました。
あと、よろしいですか。

【委員】

ごめんなさい。ほかのところはもっとたくさんありますけれども、取りあえずは、委員がご質問された点については、以上が私からの追加質問ということです。

【会長】

ぜひ、今の段階で全体に出していただいたほうがいいと思うので、お願いします。

【委員】

はい、分かりました。

大変失礼な言い方ながら、この決議案の（１）、（２）、（３）、（４）の締めくくりの言葉は、真摯な努力、十分に協議、慎重に進める、適切な節目ということで、定量化が一切なされていない。このことは、私は前回の都計審でも申し上げましたけれども、要は、この都計審全体の構成メンバーの信頼関係に基づいていると思うのです。それで、過去の我々の仲間であった区議会の議員としてのこの都計審でのメンバーとか、いろいろなことがありましたけれども、その中で、本当に我々は区役所と都計審、または区役所と住民との間の信頼関係が築き上げられたのかについて、疑問を持っています。したがって、そういう信頼関係を前提にしたこのような言葉を連ねることが本当に前向きにまちづくりをリードしていく言葉になっているのかについて、強い疑問を持ちます。したがって、私は、それぞれ（１）、（２）、（３）、（４）について、一定の定量的な目標をつけるべきだという立場を維持したいと思います。

その言葉の強さについてはそれぞれ議論があるかと思いますが、少なくとも（４）番に関しては、限定的である必要はないものの、例示を出すべきだと思います。どういうタイミングで報告することをお願いするというのを、（４）番についてはつける。これは、加島部長が、従前、建築確認の際において指導するということを明確に言っていられっやいます。その言葉を入れることに何の問題があるのか、私はよく分かりません。

それから、（２）番につきましては、これも、加島部長が地区計画が成立した後に、高さ、容積率については、口幅ったいけれども指導していくと明確に言っていられっやいます。この指導するということの意味

〈確定稿〉

をもう少し定量的にはっきりさせていただきたい。それが実現しないかもしれない。努力目標ですから、それは分かります。でも、それをきちんと有効に区役所が働きかけることの根拠を、私は（２）番に示すべきだと思います。

（１）番と（３）番については、先ほど申し上げました真摯な努力、慎重に進めることという言葉以外にはないと思うので、（１）番、（３）番については、文言の修正はお願いいたしません。

【会長】

はい。ご意見として、よろしいでしょうか。

それでは、ほかの方のご意見も頂きたいと思いますが、さらに何かご意見ございますか。

どうぞ。

【委員】

会長職務代理、いろいろありがとうございました。事前にも調整していただいて、３月２２日の事務連絡で、①の附帯決議の教育機関の件です。具体的にいくと、附帯決議の、まず（１）の地区内の地区はどこを想定しているのかと、関係機関に確かに教育を特定するという冒頭の説明があったのですが、あえて教育機関としたのは、一つが、千代田区の二番町には入っていないけれども、大規模地権者である教育機関は外せないものだろうと、私は、選挙を通じたり、まちを歩いていたりして感じているので、あえて記載していただきたいと言いました。

具体的に言うと、事業者の歴史よりも千代田区の歴史よりも長い、百数十年、同じところに大きな土地を所有している教育機関と事前調整を一切していないというのが、昨日の区議会の委員会でも区役所とのやり取りで明らかになりました。ここは附帯決議であえて教育機関と事前に真摯な努力なり話し合いなり、設計段階において協議するなりしていかないと。千代田区立の学校だったら区の問題だろうと思いますけれども、名前を出していいと言われたので、女子学院ですとか雙葉というのは、この国で御三家に数えられている、国家百年の計の教育機関としては、多大な、区が抱えるにしては大きな教育機関ですので、ここをあえて教育機関と入れないのが不自然かと思うのと、この関係機関とくるめてしまうと、教育機関以外で関係機関というのは、事前に話す内容があるのだろうか、と、何度かやり取りをさせていただいたので、２点の見解です。

【会長】

２点というのは、１点……

【委員】

１点目が、（１）の地区内の融和に向けというのが、これが二番町だけの融和ですと、近隣の教育機関という意向は全く関与できることになりませんので、地区内の領域設定と、もう一つが、関係機関というワーディングになりましたけれども、ここを、教育機関以外の、事前に、あるいは計画設計段階で調整するところを想定されているのだとしたらどんなところを考えられるのかの２点について、教えていただければ。

〈確定稿〉

【会長】

はい。最初のほうのご趣旨は、どうご修正したいというご趣旨でしょうか。地区内では分かりづらいから、こうしてほしいという……

【委員】

1 点目の地区内は、この地区の領域設定はどこなのか。

【会長】

どうすべきかというご提案を頂きたい。

【委員】

仮に、二番町だけだと、どうしてもやはり近隣教育機関というのを入れないと、二番町の地区内には教育機関がございませんので。

【会長】

決議案をどうするかの問題ですから、どう修正したいというご意見を……

【委員】

一つが、私が出したとおり、近隣教育機関というワーディングを入れて、出してほしい。

【会長】

前半はどうしたらいいですか。

【委員】

前半は、位置づけをお聞きしたいのです。

【会長】

といいますか、では、まず、どのつもりで書いたかと、どうご提案があるのかということですね。

【会長職務代理】

（１）はご質問の意味も十分に切り切れていませんが、全体に、この前文にもありますように、今回の地区計画を決めるエリアがあって、そのことに関連して、今回、二番町の地区計画を決めるに当たって、いろいろ意見が対立したエリアと捉えていただいたらいいのではないかと私は思っています。

それから、2 点目の教育機関の問題は、固有名詞は出ないにしても、教育機関と仮に書くとすると、その機関の意見を聞けと、むしろ名指しすることになりはしないかと思うのです。むしろ、ここでは関係者とか関係機関と書いてあって、そこに教育機関が含まれることはご了解いただけると思うのです。ですから、先

〈確定稿〉

ほどの委員のご意見にもつながりますけれど、教育機関がここの開発によって教育環境の雰囲気がかなり損なわれるのではないかと懸念を持っていらっしゃる。その懸念はどこで現れてくるかというと、具体的には広場の使い方とか、あるいは歩道を歩く人たちの状況とか、そういう、ここの施設が動き出して、現実には人々がどうそこを使い込むかということによって、はっきりしてくるわけです。その懸念が本当にそうなるのか、あるいはそれは杞憂であったのかが分かってくるわけですが、そのことをやはりガードするために（３）があると私は思っているのです。

つまり、これから地区施設についてはどう使うのかを具体的に議論していきながら、そんな使い方だったら、教育環境に悪い影響が出ないかと。だから、こういう使い方を少し修正すべきだという議論がこの中でできるはずです。最初の段階では、すっきり決まらなかったとしても、事後的に問題が出てきたら、その事後的な協議のルールのようなものを設定していけばいいわけですから、そういう形で教育機関の意見はそこに反映できるという道は一応用意されているとご理解いただきたいと思います。

【委員】

よろしいですか。

【会長】

はい。ちょっと待って。

はい。どうぞ。

【委員】

はい。ありがとうございます。

1 点目の地区内というのは、二番町地区だけではなくて、番町エリアのという受け止めに頂きましたので。

2 点目の教育機関ですけれども、会長職務代理のおっしゃるとおり、近隣といっても、少し距離的空間が随分違いまして、一つが、これも名前を出していい、女子学院というのは、会長職務代理と私の距離ぐらいしか、日本テレビの敷地がございません。スタジオ棟が建ったときも、天文台が見えなくなったとか壁ができたとかと、いろいろ様々なご意見を頂きましたけれども、実際、設計段階から、二番町の地権者ではないので、16条をはじめとして、意見を言う機会がなかったわけです。ただ、路地を隔てて、距離的空間でいくと、はるかに近い、二番町の端よりも近いところの学校が直接影響を受けるような学校もあるわけなので、そこを特定の女子学院と言ってしまおうとかなり苦しいので、私が雙葉も含めた近隣の教育機関というのをむしろ入れたほうが、千代田区の附帯決議らしいし、今後の将来にわたったまちづくりにも、影響を、少しでもまろやかに、地域対立を減らしていく役割の大きな一つのファクターになるのかということで、事前に相当やり取りを、職員の方を通じて、近接・近隣教育機関というのを（１）にも（２）にも入れたらどうだというやり取りをさせていただいたわけです。それ以外の教育機関以外の関係というのは、やはり私は想定できないのです。地区計画で事業者が自分の私有地に建物を建てるときに、どんなところが影響があるのだろうか。教育機関だけは引っ越しができないところですから、ほかの地権者は引っ越しができますけれども、教育機関はできない。かつ、大規模地権者で、お互い事業者の日本テレビと近接に接しているところですし、

〈確定稿〉

事業者よりもはるかに先人で、長いこと学業を営まれた、そして名門で、この国の様々な人材を輩出していた教育機関の方々のご意見を聞くというのは至極当然で、附帯決議に記載を入れていただきたいと、改めて……

【会長】

はい。ご意見として拝聴いたします。

【委員】

ご意見というか、採決してもらいたいぐらいです。

【会長】

はい。ほかの方はいかがでしょう。

【委員】

すみません。

【会長】

では、簡潔にお願いします。2回目です。

【委員】

2点目の修正の考え方について、発言させていただきたいと思います。

具体的な数字を入れることが、それを書き込んでしまうと、地区計画を変えることになりかねないと最初にご説明があって、私も今日、本当にここに来るまで悩んで悩んで、いや、もう最初からやはり地区計画のやり直しをしっかりと求めるべきではないかと、まずは入り口でそう思っていたのです。ポストに入っていた委員の意見書を見たときに、この前文に書かれているところの、関係者がこの問題に前向きに、そして地域融和を図っていくという前文に書かれたことを考えれば、その中で最善の知恵を尽くして一致点を見いだしていくことがいいのではないかと私らしくないと思いました。それで来た中で、最初の2択、3択問題でも、ある意味、裁量権として、2択だけでも、3択を2択と考えたという話もありました。では、先ほどの2,500平米もそういう話が盛り込める可能性があるかと、私も附帯決議に盛り込んでほしい文書を出しましたので、そこはもう一回お願いしたいと思います。

(2)の文末のところを、今後の建築物の設計段階において、その可能性について事業者と十分に協議するというこの部分を、建物の高さをできるだけ60メートルに近づけ、関係住民等の大方の合意が得られるような建築計画を事業者、関係住民及び第三者的専門家——私は先生方をイメージしているのですけれど——によって構成される会議体において検討し、関係住民の大方の合意を得た上で、その計画を地区計画として提案すること、と入れていただく。確かに、だったら地区計画を変えればいいではないかとなってしまうとおっしゃるのですが、そこはやはり苦肉の策でやっている裁量権というところで盛り込んだからといって、

〈確定稿〉

違法ではないのではないかと。そして、そのことが全体を合意に導いていくことになるのであれば、ぜひ、そこを、数値目標を盛り込んでいただいて、全会一致を目指していただきたいと思います。

【会長】

はい。ありがとうございました。
ほかの皆さんはいかがですか。
どうぞ。

【委員】

まず初めに、案をありがとうございました。

前回、やはり審議不十分ではないかと、反対に手を挙げさせていただいたのですが、今回こういう場で前向きに議論できたことについては、非常によかったと思っています。私としましては、当初頂いた附帯決議案に対して2点要望させていただいたことを反映していただきましたので、この決議については賛同しております。ただ、やはり、先ほどもいろいろな委員からご指摘もありましたように、文章にしますとなかなか書き込みづらいというところもあることも理解した上で、要望させていただいた2点について、少しここでコメントとして補足させていただきたいのと、一つ、質問事項を述べさせていただきたいと思います。

一つ目は、(2)の後半の公共施設の在り方について様々な観点から質の高い計画になるようにと入れていただいた文章についてです。私としましては、やはり管理のあり方、それから(3)の使い方のお話というのは非常にありますけれども、特に、今回2,500平米相当の広場ができる、その広場の在り方について、非常に地域で議論が出ていたことから、そこがより質の高い空間として担保されるべきだと思っています。ただ、その質の高いというのが非常に曖昧な文章で、本来、私から最初に要望させていただいたのは、以前、委員もグラウンドレベルの在り方についてというお話もされていましたが、令和4年9月に千代田区ではウォークアブルまちづくりデザインということでガイドラインが策定されておりまして、その指針にもあるような内容をより踏襲した上での地域関係との議論がなされるべきだと考えております。特に、やはり飯田橋の駅前のビルなども、足元周りというのに、非常にきれいな空間がハード的にはあって、管理も非常にきれいにされているのですが、日照があまりよくないとか、風が強い日は本当に子ども連れでもう飛ばされるかということで、場所があっても、そこが本当に使い勝手、居心地がよくて、地域の方もそこにとどまれるような空間なのかは非常に重要な部分だと思います。

近隣の教育機関の方々にとっても、そういう場があって、いろいろな方と触れ合う場があることについてはきっと悪いことではないと思うのですが、安全性ですとか安心面が懸案というのはおっしゃるとおりです。私も、繁華街のような場所に子どもを通わせたいかとなると、そのまちからこの学校機関は望まれていないのではないかとやはり捉えてしまうところもあるかと思いますので、広場の在り方については引き続き議論をしていただければと思います。

また、前文に入れていただきましたなお書きのまちづくり方針についても、何度もこの場でもコメントさせていただきましたが、今でも、私は本来はまちとして通り沿いがどうあるべきかとの議論がなされた上で、地区計画は変えていくべきではないかという考えではあります。ただ、今回こういう形で審議も進んでいく

〈確定稿〉

のであれば、まちづくり方針の、特に、検討に着手ではなくて、早期の策定というところにこだわらせていただいて、その言葉を入れてほしいとお願いしました。今から検討ではなくて、今回こういう形で二番町地区の地区計画がもし決まっていくのだとすれば、それをありとした上で、よりよいこのまちの姿を考えていくことが進んでいっていただけるとありがたいと思っております。

さらに、区の方に質問というか要望ですけれども、これは、本当は、実は、（２）と（３）については、それぞれの進展状況を適切な節目で報告するとなっているのですが、やはりこの全体のまちづくり方針というの、どのような形できちんと進んでいるのかについては、非常に重要なことではないかと思っております。このまち自体がまたさらに同じこの通り沿いで地区計画みたいなお話が仮に出てきたときに、まだ方針は全然策定していませんみたいなことになると、同じ議論がここの場でまた繰り返されることは非常に避けるべきだと思いますので、ぜひ、この（４）の進捗状況の節目の報告の際には、併せてこのまちづくり方針の検討状況も報告事項として入れていただきたいのですけれども、その点について回答いただければと思います。

【会長】

ご質問でしたけれど、提案のお立場からはどうですかということと、区がどう考えるかということの二つですかね。

【会長職務代理】

ほかの皆さんにも幾つか答えなければいけないのが、まだ宿題が残ったままかもしれませんが。

今の件については、先ほどご説明しましたように、今回の地区計画に的を絞った記述になっていますから、この中にいきなりそれが入るのもまた違和感があるので、むしろ区に、この決議に関連して、（４）の報告をするときは、前文に書いてあるまちづくり方針の策定状況についても併せて報告しますと言っていただくのがいいのではないかと思います。

【会長】

はい。そういうつもりで書いていらっしゃるということですが、区としては大丈夫でしょうか。

【麴町地域まちづくり担当課長】

はい。麴町地域まちづくり担当課長です。

今ご指摘いただいたとおり、この内容で決議が仮に確定になった場合ですけれども、（４）の報告については、まちづくり方針、沿道のまちづくりをどうしていくかの検討の状況についても、逐一ご報告させていただきたいと思います。

【会長】

よろしいでしょうか。

ほかの方。どうぞ。

〈確定稿〉

【委員】

会長職務代理のコメントについて、一つ反論と言ったら申し訳ないのですが、会長職務代理は、この教育機関に対する配慮というのは、歩道の問題とか広場の使い方とか、いわゆる物が建った後の混雑の度合い、繁華街化の度合いが教育機関の関心事項であるとの趣旨の発言をされました。学校の意見書、特に女子学院の意見書を見ると、人が増えること自体が学生の安全の脅威になる確度が高くなってくるとおっしゃっているわけです。したがって、私は、女子学院の先生方の最大の懸念は、まち全体が人口が増えて、そして、その中には必ず、私の経験則上、七、八パーセントのならず者が必ず来ますので、そういうことの脅威にさらさせたくないと言っておられるのだと思うのです。ですから、これは運用の問題ではなくて、まず、箱をそれなりの形に抑えてくださいと、学校の先生方は言っていらっしゃるのだと思います。この点については、私は、やはり（２）番が何らかの数字的目標、強制力がないことと、それからそういう数値的目標を書くことは両立するのです。したがって、ここまで頑張っただけ、だけれどもできなかったのね、だけれどもそれで罰するとか、あなたが悪かったということは言わないというのが附帯決議の内容であるかと思います。すなわち、数値目標と、それが強制力がないことは両立すると私は思うのです。

それから、もう一ついいですか。

【会長】

はい。

【委員】

（４）番で、適切な節目についての議論がありますし、私も申し上げました。会長職務代理は、あるイベントを定義してしまうと、区役所がその人たちに聞かなくはいけなくなってしまう。そうすると、どこにどういうタイミングでという複雑な問題になるとの趣旨で、それは書きにくいとおっしゃったと思うのですが、書かなかつたら、逆に聞かなくてもよいことになってしまいます。つまり、「適切な節目」は適切でないと思いました。「これを聞くには適切な相手ではないと思いました」と言ってしまうと終わってしまうことですから、これも強制力がない。したがって、書いても書かなくても、それぞれいい点、悪い点はあるわけです。であるならば、附帯決議というのは、私は信じておりますけれど、この都計審という良心を持った会議体の要望事項を出すわけですから、その要望事項は全面的に出さないと、区役所が実際の自分たちの努力目標を義務として認識しないのではないかと思います。ですから、書くことは、強制力がなくてもできるだけ具体的に書くというのが、今回この都計審の附帯決議としてはふさわしいのではないかと考えております。

【会長】

はい。

【委員】

よろしいですか。

〈確定稿〉

【会長】

はい、どうぞ。

【委員】

すみません。短く申し上げます。

私は、今までいろいろなところの都市計画審議会に出ましたが、附帯決議がある都市計画決定は、そんなにたくさんあるわけではないと認識しています。つまり、附帯決議がつくということは、それなりにいろいろなことがあって重たいという認識を、事業者も、そして区の側も皆思うことであり、ここで書かれていることというのは重たいことなのです。ですので、そこまで具体的に、この内容からしても、私からするとかなり具体的に書かれているという認識を持って読ませていただいて、会長職務代理はすごく細かく丁寧に対応されていると私は認識しています。

都市計画は、もう信頼の技術なのです。今日、残念ながら、皆様のご意見を伺っていると、信頼を持って、将来いいまちをつくっていくのに、事業者も区もそういう考え方にないかのようなご発言もあるような気がしています。信頼の上に一体何をつくっていくのか、どんなものを皆でやっていくのがいいのかというのを、必ずしも、昔からこのまちにいた事業者が、それを、反対のものを持っていくとも思えないことがあって、そこを信じた上での附帯決議を皆でやっていくべきではないかと思います。

それからあと、都市計画は、私は公平性が必要だと思っているので、教育機関の個別の名称とか、それが明確になることよりも、一住民も、新規の方も昔からいる方も同じように、そのご意見というのは重く受け止めなければいけないことであり、それを踏まえた上でここに関係機関と書かれているのですから、これも重く受け止められるものであり、そこまで何か逆の側に取りられなくてもよろしいのではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

【会長】

はい。

ほかの。どうぞ。

【委員】

私は、ほかのところでの都市計画の経験がないので、あくまでもここでの経験だけで、かつ、都市計画の専門ではなくて、建築の専門での意見ですので、今の委員の意見とは少し違うと思うのですが、やはり、一つ、意見を言わせていただきたいと思います。

一つは、附帯決議案にはある程度やはり自由度も、もちろん制約してはいけないけれど、やはり記録的な意味もあると思うのです。ここで何が問題とされていて、何を皆が気にして議論したのかが、人が替わった後でもきちんと継続できるように、そういう意味での記述、記録の意味合いも大事なのではないかと思います。そういう意味で、会長職務代理が最初にご説明されたときに、あまり書き過ぎると制約になって不自由になるということ十分分かるのですけれども、やはり、どこかでもう少し具体的に何を皆が気にしたのか、

〈確定稿〉

あるいは意見が対立したのかは、記述してもいいのではないかと考えております。

これは、すみません、少しだけ外れてしまうのですが、そもそもは、私としては、やはり床面積、容積は、いろいろな意味で負荷を増やす、と。ここだけではなくて、大丸有のときでも、千代田区はど真ん中で、道路もこれ以上拡張できないし、公共交通機関も増やせないのに面積が増えるということは、千代田区の問題だけではなくて、どこかの住宅なりなんなりから通勤、通学してくる経路の負荷にもなる。そういうことを都市計画の人がどのぐらい解決しているのか。私が常々設計しているときに、動脈硬化になるのではないかとというぐらいの感覚のところをどこまで計画しているのか。正直、そんなに、今、都市計画に、では信頼関係を置けるかといったら、きちんと議論して信頼するだけではなくて、それぞれがその場でよかれと思うことを反映、記録していくことは、重要ではないかと考えております。

私は、特に、（２）について、もう少し具体化して記述できないか。つまり、容積の根拠になるのが広場であれば、少なくともその広場の質をもっと担保する。結果的に広場の質を担保するためには、逆に言うと、やはり容積をもう少し抑えたほうが、いい着地点が見つかるのではないかとということも期待して、そこについて、その質をということで。そのときに、最初原案よりは様々な観点から質の高い計画になるようにという文言を加えていただいたと理解しております。ただ、そのときに、やはり様々な観点としてしまうのではなくて、例えば、先ほど委員がおっしゃっていたような、日当たりであるとか風環境であるとか緑化の話であるとか、それから人通りの負荷とか、そういう具体化できる、どうしなさいではなくても、どういうポイントについてよりよい質を求めるかの項目を記述することは、誰にとっても損ではないのではないかと。公共の福祉という意味で、規制になるところと規制ではなくて質を高めるところは両立できるのではないかと信じております。そういう意味で、附帯がつくということは、それだけやはりここはもめてきたから重いに決まっていると思うのです。だから、その辺はもう少し踏み込んで、制約ではなくて、よりよいほうに議論を深めていくきっかけを何か残す術はないのかと拝読しておりました。

【会長】

はい。ありがとうございました。

大体、よろしいですか。

どうぞ。

【委員】

今回、この附帯決議案を先生方に本当にご尽力されて作っていただいたことに、まず感謝申し上げます。

委員会でも議論してきた、地域に対立構造をつくらないまちづくりを行っていくこと、これからのまちづくり方針で、きちんとビジョンを策定していくこと。あと、地域の環境に資する計画、デザイン、マネジメントをきちんと議論していくことがこの附帯決議に盛り込まれていることに感謝申し上げます。

多くの子どもたちが自由に遊べる場を確保するのは私たち大人の役目であり、このような会議には出席はしないけれども子どもたちの行動に意識を向けたなら、公然と集える空間を公共貢献とすることが、その機会を創出していくことが、やはり都市計画の役割ではないかと私自身は思っています。しかしながら、今回このような対立構造がまちに起きたことに関して、この計画を委員会でも質疑させていただく中で明らかに

〈確定稿〉

なったことが、先ほど委員も述べられたように、教育機関との調整なり協議は行っていないこと、あと、地域振興という観点での議論が行われてきていないこと、例えばこの地域にとってどういう空間が必要かは子ども部と議論されてきていないという意味、これからの事業の具体化に当たっての地区内の融和という意味では、区が本当にしっかりとこの地域をどうしていくのか、どういう空間が必要か、どういう事業にしていくのかを、所管をしっかりとまたいで議論していくことが必要ではないかと思っています。

この地区における必要なパブリックとは何かを、地域資源も含めて、人であるとか、どういう空間が必要なのかをきちんと計画していくことが、これからのデザイン、マネジメントに関わってくると思うので、ここは本当に真摯に努力していただきたいと思います。これは区に対しての申入れになります。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

はい。大体、皆さん、よろしいですか。
どうぞ。

【委員】

はい。2016年に神田警察通りにぎわい社会実験というのがありまして、あそこのまちをにぎわいを持った場所にしようと。そして、今はもう建っていますけれども、神田スクエアの商業施設のオフィス棟、もう地元住民、相当な反対があって、今のこの話合いみたいな形で、神田は村だというような意見で、すごく大変だったことを思い出しました。何年か経って神田スクエアというビルが建って、公聴会がその後、行われました。そのときに、地元の商店街の会長さんとか、いろいろな重鎮たちが公聴会に立って、やってよかったと。そのときにすごく、前田課長と何か目をうるうらせて大喜びしたというか、そういうことを今思い出したのです。

先ほど委員がおっしゃったように、やはり皆がいいまちを目指してつくっていく内容で、ここに、例えば、今、(2)で数字を入れるべきだというお話が委員の方たちから出ていますけれども、もしここに数字を入れるとなると、もう、それこそこの附帯決議がつく前の話合いに逆戻りしてしまっ、同じ対立を続けてしまうというようなことになってしまうと思うのです。ですから、まずは、やはりもちろん話合いをして、多くの方に納得していただくことは大前提ですけれども、まずはやってみて、そして一つずつ振り返っていくということ。やはり、そこにかけてみるのがまちづくりでは重要なことではないかと思っています。

ですから、やはり附帯決議という流れになっているのは、反対の方、賛成の方、そして附帯決議つきで賛成の形で決まったわけですから、もう、せっかくここまでまとめていただいて、ここに、私は、これは意見ですけれども、このまま賛成です。

〈確定稿〉

以上です。

【会長】

はい。ありがとうございました。

【委員】

はい。

【会長】

はい。3回目ですので、簡単をお願いします。

【委員】

はい。多分、もうまとめと採決に入っていくような気がしたので、その前にお伝えしたいと思ったのです。諮り方についてですけども、今、委員おっしゃったような、では話合いで、この前文に書かれているように、本当に二分した状況を融和していくことの最大目的に向かっていると思います。そのためにどうしたらいいかというときに、このプランが背負っている問題は、2択、3択の問題も含めて、あとマスタープランとの食い違いも含めて、非常に訴訟リスクを背負っています。せっかく皆で努力してきたことが、本当に全員で努力してきている部分もあるのだけれども、そういう傷跡を残さないためには、この都計審の会議そのものができるだけ一致することが、私はすごく重要だと思うわけです。

都市計画図書の中身を見ればそれは限度があることは理解しました。ただ、先ほど2,500平米の話を取ってみても、区側は2,500は必須だと。だけれども、文書の中身を見てみると、約となっている。そうすると、それは下げることにも可能だという幅が見えてくるわけですね。これで、ざっくりお任せしてしまうと、また同じすれ違いと同じ誤解を生むということで、どうにか一致点を見いだすような方法がないかというところで、一つ、ここの皆さんの意見を少し選び取る形で、もう一文を作ってきた部分もありますので、できれば比較考量しながら、より一致できるものにしていく、一つの努力をする手間をかけられないでしょうか。

これは、本当に先生方にご努力いただいたけれども、先生方の中からさえ前回の採決のときに5人の先生の4人が附帯決議案、そして1人の先生がご反対されたということが、やはり行政に任せたときに、その調整というのを十分に行わず、不信感というのではないのです。どうしても、やはり事業者と一体になってしまっている。そして、この都計審の中のメンバーから逮捕者も出ている。こういう状況からすると、そこは、対案を一つ、ともに、同時に議論していただきたいということが1点。

もう一点だけ言わせてください。利害関係者については、以前、委員も、ご自分の職業上の利害ということで退席された記憶があります。また、ここの審議会では、消防、警察の方が退席される場面が何度か続いております。そういう意味で、この千代田区から仕事を請け負っていたり、あるいは、このプランに、過去、これから、現在関わっている者については、やはり採決に関わることをすべきではないという論点、この二つについて、やはり信頼性を大切にするためには、日本人的なあなあは絶対いけないと思うのです。そうい

〈確定稿〉

うところを住民からも言われているので、ぜひご検討いただきたいということでお願いします。

【会長】

後半は、具体的にどういうことでしょうか。

【委員】

これは自己申告になると思うのですけれども、利害関係がある方は、自らそれを申し述べて、退席していただくと

【会長】

はい、分かりました。

大体、まとめる方向に入ってきましたが、よろしいでしょうか。

それでは.....

【委員】

ごめんなさい。

【会長】

はい、どうぞ。

【委員】

先ほど少しやむやになったので、会長職務代理に言った（１）の、もう一度改めて。いろいろとご議論があるのはよく分かります。先ほど申し上げたとおり、かなり古い歴史のあるところで転居ができない教育機関は、私がオーダーをかけたのですけれども、関係機関の中で、教育機関以外のもの、ここに想定している融和に向けて、というのは、どこを想定されるのかと。くるむというのも一つの考え方でしょうけれども、ここははっきりさせていただきたいのです。

【会長職務代理】

率直に言えば、ほかの機関がなければ、教育機関だけを指していることになってしまうわけです。けれども、教育機関と名指しはできないと。むしろ、ここに関係機関と書いたのは、教育機関は含まれているということをご理解いただきたいと思います。

【委員】

そこは理解しているのですけれど、それ以外の想定はこのやり取りの中でないのですか。

【会長職務代理】

〈確定稿〉

あるか、ないかは必ずしも関係がなくて、要するに、より一般名詞に近い表現にしているということです。

【会長】

はい。

では、まとめる方向へ入ってよろしいでしょうか。

【委員】

よろしいですか。

【会長】

はい。

【委員】

であれば、言葉としては、教育機関を含む関係機関でよろしいのではないですか。

【会長】

はい。ご意見として分かりました。

ほかはよろしいですか。まとめの方向に入りますが、よろしいですかね。

※全委員了承

【会長】

はい。先ほど来いろいろご意見が出ました、賛成で、これでいいのではないかという方もいらっしゃいましたが、特に論点が幾つかあったように思うのです。

一つは、今、少し議論になった、特定の教育機関のようなことを明記するか、しないかと。これに対しては、公平性の議論であるとか、この関係機関で含まれているという、逆のご意見もありました。それから、2番目については、特に定量的な目標を入れるべきかどうかという議論があって、入れたほうがいいのかとのご意見と、入れることは、地区計画という所期の全体の枠と矛盾するようなことになりかねないので、それは無理なのではないかとのご意見もありました。それから、3点目はあまりなくて、4点目は、適切な節目の事例を入れたらどうかとのご意見があって、ただ、これは、どう書くかはなかなか難しいところがありますということで、建築確認時、その前にと書くと、逆に、もう決まってしまうて、かえってうまくないのではないかとのご意見も出ました。そういったところが幾つか論点として、今日、整理されたように思います。このことは当然のことながら、議事録に残ります。この審議会場でこういうことがとても懸念があるということに関しては、しっかりと皆さんの発言があって、そのことは議事録にきちんと明記されるという前提になります。

その上で、今日、まず、会長職務代理からご説明いただいた附帯決議の案について、この案でいいかどうか

〈確定稿〉

かについて、採決させていただきたいと思います。もし、どこか直したい、直すべきだというお考えがあるならば、反対というほうに投じていただくしかないかと思います。その結果として、全員が一致するのは一番望ましいのですけれども、どうも話を聞いている限り今のような論点で分かれていますから、必ずしも一致できないのではないかということを考えたときに、全体として、この案でいいとお思いの方が賛成の意を表していただき、もちろん、そもそも地区計画に反対の方もいらっしゃいましたから、そういう方はそもそも反対かも知れませんし、附帯決議の内容について、さらに書き換えるべきであるとお考えの方は反対を投じていただく。もし反対が大きかった場合には、どこを直すべきか、先ほど3点議論がありましたが、その中身について具体的に議論して、我々のほうで少し提案させていただくこともあるかも知れませんが、それをさらにまたお諮りをするという形で、できれば、今日せっかくこれだけ議論していただきましたから、附帯決議の案については決めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

【委員】

はい。よろしいですか。

【会長】

はい。

【委員】

会長は、今回の会議の冒頭で、この附帯決議案については皆さんの総意をもって決すと2回発言されています。それから、委員の発言で、全会一致の合意を得ていくべきものという発言に対して、否定はされませんでした。前回の都計審で、かなり、何を一体採決するのか、非常に混乱したと私は思っています。そのことは、私も弁護士にも相談したのですが、前回の決議が無効であるとは言えないという判断を私は得ましたので、それについては申し上げます。ただし、その弁護士が言うのは、この附帯決議の審議を軽んずべきではないということとして、それは、ここ、20名の全員がそう思っていると思います。

それで、私の提案ですが、かつ、これは一般的に附帯決議案を決する場合の常道的なやり方であると言っているのは、項目ごとに決議していく。(1)はどうだ、(2)はどうだ、(3)はどうだ、(4)はどうだということです。これを動議として提案します。

【会長】

はい。会議運営をする立場から申し上げますと、正直言って、非常に懸念を持ちます。1番目がイエスで、2番目がノーの場合、完全に独立項目であれば問題はないのですが、多少なりとも同じ項目の具体化に関して、こういうことを考えたかどうかと言っているときに、2番目が仮にノーの場合には、1番目のイエスだったことは変えるべきか変えないべきかという議論をもう一度ここでしていただいて、その上で、もし変えるとなれば、文言を変えます。今度は、その場合には、その変えたことが2番目の決議のノーに対して影響が及ぶのかどうかという議論をもう一遍していただいて、その中身についてはさらに重ねることになるので、下手をすると、堂々巡りになりかねない。私は、そういうことであれば、一旦、これは全体を見ていた

〈確定稿〉

だいて、決議をしていただいて、否定されたときには、どこか1項目でもこれはまずいと思ったら反対していただいて、一旦否定した全体をこれは一遍置いておいて、もう一度、新しい案を出す形で進めるのが合理的ではないかと考えます。

【委員】

すみません。では、再確認になりますが、例えば、今、委員が提案されたような教育機関という言葉を入れたと思ったけれども、これが入っていないという人は全体に反対しろということですね。

【会長】

当面、この決議案についての賛否を問うのですから、そういうご判断をされるのではないかと思います。

【委員】

一字一句全部を賛成した人だけが賛成しなさいという意味ですね。

【会長】

賛成しなさいというか、そういう方が賛成の手を挙げられるのだらうと。どう判断されるかは個人の問題ですから。

【委員】

いや、それは分かります。一字一句賛成の方が賛成の手を挙げろということですね。

【会長】

はい。一字一句というよりは、この中で、決議を変えなければ賛成できない方は、反対の手を挙げていただくと。それしか、多分ないと思うのです。これを1項目ずつやっていると、手続論的に非常に面倒くさいことが何回も起きるので、できれば、一旦、これは全体を見ていただいて、やめたほうがいいというならば、それを下げた形にして、一度ここで議論させていただいて修正案を出す。それをまた議論させていただいて、否決されたらば、次を出すという形でやるしかないかと私は思っています。

【委員】

今日の論点は主に3点だったと思うので、この3点を消していけば.....

【会長】

ですから、そこはご判断いただきたいと。今の3点について、皆さんがどうお考えになるかをご判断いただいて、賛否を決めていただければいいかと思います。

【委員】

〈確定稿〉

一つずつやったほうが一致するのではないかと。

【委員】

はい。私も同義ですが。

【会長】

これも、そうすると、きちんとまた議決を取りますか。手続ですから、取ってもいいのですけれど、私は会議を運営する立場から言わせていただくと、できれば混乱をするような方法は取りたくないと、先ほどお話をしました。でも、それでも皆さんがそれはおかしいということであれば、ここで、もう一度、どういう方法を取るかを決めさせていただく手もあります。これはもう何も規定がないので、皆さんが、まさしくそれこそ総意で考えていただくことなので、そこをお諮りしてもいいとは思いますが、お諮りしたほうがよろしいですか。

【委員】

会長の進め方で、私はよろしいのではないかと思います。まずは何をすべきかを会長おっしゃっていらっしゃいますから、まずはそのところで、この決議についてお諮りを頂くことを進めていただければいいのではないかと思います。

【会長】

はい。

【委員】

賛成です。

【会長】

はい。

【委員】

反対です。

【会長】

はい。結局、皆さんの決議を採るような話になりますね。

【委員】

前回の審議会の混乱、それから、最初に16条、17条に入ったときの区役所の手続ミスは、十分な議論が足りなかったところから発達しているわけだと思います。住民の対立をこれ以上深めないために議論をこ

〈確定稿〉

こでやめようというのは、私は逆だと思うのです。住民の議論をもう少し近づけるためにも、都計審自身が審議を尽くさないと、全体の説得力がなくなってしまうと私は思います。

【会長】

やめる気は全くありません。したがって、否決されれば、当然のことながら、会議は続けることになります。そこは誤解なきようお願いをしたいと思います。

【委員】

今提案されたことは、本当に極めて建設的な意見だったと思うのです。ゼロ、100で問うのではなくて、1項目ずつ考え方を問うていったほうが、やはりこの会議が前向きに話し合える場づくりでなければ、まちに向かって、そのコメントを発することはできなくなると思います。

【会長】

やはり意見が割れているようなので、何も——どうぞ。

【委員】

すみません。質問ですが、結局これで賛成しない限りは、これは止まったままということになるのでしょうか。何かスピード感をやはり大事にしたいと前回決めたのに、これでまたずっととなるというのも、何かせっかく前回踏み切った意義がないかと思ってしまいました。

【会長】

私が先ほどお話ししたとおり、反対だからといってやめる気もないし、賛成だからといってそれで全てが解決した問題でもないということは、議事録にも残っていますという話をしたとおりで、これを、あと実際にどう運用するかについては、事業者と区とで真剣にやっていただかなければいけない状況は、いずれにしても変わらない。ただ、今、この案文に対する決議が反対だからといってやめてしまうということではなくて、引き続き、何回もそれを合意が取れるまでやりたいと思っています。

【委員】

いや、やめるということではなく、そうしたら、この計画自体はもう進まずに、1回止まったままになってしまうということですかという。

【会長】

都市計画の決定ができていない状況、宿題が解けていない話になりますから、そうなります。

【委員】

はい。意見としては、せっかく前回スピード感という話でということですので。

〈確定稿〉

【会長】

何も規定が……

【委員】

あくまでも附帯決議は附帯決議の件で、付議された内容は前回でオーケーになっていると私は認識していたのです。だから、今の話だと、その手続はもうそのまま進むということ。今の話だと、この附帯決議の賛否を確認しないと進められないというけれど、そこをもう一度よく説明してください。

【会長】

私自身は、前回、宿題を頂いたと思っていますから、それを解かなければ、正式なものにはなっていないだろうと思っています。ですから、今日、ここで附帯決議について内容を議論していただいたら、議会からも、はっきりしてくださいというお話があったので、もし必要ならば、その附帯決議をもって答申することについてはもう一回賛否を採る方法もあろうかとは思いますが。必要があればですけど。はっきりさせるというのは、たしか先ほど議会からそういうご注文があったので、そのことも含めて考えると、まず附帯決議案についてお諮りし、はっきりさせてくださいというのであれば、附帯決議案をつけて答申することについて、もう一度賛否を採らせていただく形になります。よろしいでしょうか。

【委員】

ごめんなさい。最後のところがよく分からないのです。

【会長】

議会から、先ほど要望として受け止めればよいと思うのですが、可否については2択でやってくださいということを、最初の段階で報告のときにございましたよね。お聞きになっていたかどうか。

【委員】

そうだとしたら、それは都計審として受け入れるということですね。

【会長】

皆さんが、私は、都市計画審議会としては、実は独自の道でもいいかと思ってはいるのですが、そういう議会からのご要請がある以上、もう一度やっても私は構わないかと思っています。今の状況について、変わるというか、全体の部分の賛成が多かった状況が覆るような議論までは至っていないかと思っていますが、それは皆さんがどう考えるか分からないので。

では、もう一回、申し上げます。そもそもこの附帯決議案について、これをお諮りするか、あるいは1項目ごと採るか、これについて意見が分かれました。私は、一旦、全体で採らせていただきたいとお願いしましたが、これについて、きちんとした決議を採ったほうがよいということがあれば、ここで手を挙げていた

〈確定稿〉

だいて決めることもやぶさかではありませんが、先ほどは会議運営だから任せますというお話を頂きましたので、よろしければそのまま進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

※了承の声あり

【会長】

はい。

【委員】

それは採決ですか。

【会長】

これの採決の方法です。

【委員】

私は1個ずつ議論させていただきたいと思います。

【会長】

そうですか。では、やはりきちんとはっきりさせてくださいというご意見ですから、手続論の手続で、もう一遍、手を挙げていただくことをやるしかないと思います。1項目ずつ採択すべきだとお考えか、全体について、一旦、採決すべきとお考えかについてお諮りをして、これは多数決しかしようがないので、それで決めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

※全委員了承

【会長】

では、1項目ずつ.....

【景観・都市計画課長】

会長、すみません。それでは、採決に関しまして、麴町警察署様から退席のお話を頂いてございますので、もしよろしければ、退席ということでよろしいでしょうか。

【会長】

前回はそうでしたね。大変失礼しました。はい。

※委員退室

〈確定稿〉

【会長】

もう一回申し上げます。この附帯決議案を採択するか、しないかの方法について、お尋ねをする。一つは、1項目ずつ採択すべきだのご意見がありました。それから、全体で一括で採択したらいいのではないかとの意見もあると思っています。その二つについてどちらをやるべきかは、実は別に明確な規定があるわけではないので、皆さんにお諮りして決めていただく方法を取ろうかと思いますが、よろしいでしょうか。先ほどは議長一任との声もありましたけれど、いやいや困るとのご意見もありましたので、はっきりさせていただく意味で、手を挙げていただくしかないかと思っています。よろしいでしょうか。

※全委員了承

【会長】

では、1項目ずつ採ったほうがいいのかと思われる方は挙手をお願いします。

【景観・都市計画課長】

すみません。直前で申し訳ないのですが、まず人数の確認ということで、本日19名、今、参加されている中で、会長を除きますので、18名の方々の賛否となりますので、申し添えさせていただきます。

【会長】

はい。もう一回、すみません、手を挙げていただきます。1項目ずつやるべきだという方は手を挙げていただきたいと思います。

※該当者挙手

【会長】

3名様。はい。

では、全体として、採否を採るべきだという方は挙手をお願いします。

※該当者挙手

【会長】

3と15で18。合計が合っているということでよろしいですか。

【景観・都市計画課長】

すみません。議会からの申入れの2択の考え方が、二つを比較するのではなくて、一つずつ、要は、今回、1項目採決するかしないかの1個として、また……

〈確定稿〉

【会長】

すみません。まず、私の質問から。15と3で合計は合っていますか。

【景観・都市計画課長】

15と3で合計は合っています。

【会長】

はい。ですから、これはこの場で決めたわけですから、その方法でやらせていただきたいと思います。
続いて、では、中身についてお諮りしたいと思います。

【景観・都市計画課長】

会長、すみません。次、この後かもしれませんが、結論は、もしかしたら今2択なので変わらないかもしれないですけど、その一つ一つをイエスカノーかで確認いただきたいという形でのご趣旨でのお申し入れがありましたので.....

【会長】

すみません。先ほど来繰り返し申し上げますが、この場で決めることでありますので、もちろんご意見、ご要望は大事にしたいとは思いますが、今、皆さんにお諮りしたわけです。結果として全体でやるべきだという方が多数。しかも、それは議会の方も含めて数だったということでもありますから、このまま進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

※全委員了承

【会長】

はい。それでは、もう一度お尋ねします。今回の附帯決議案に関して、このまま賛成だという方と、それから、どこかやはり直すべきだ、あるいはそもそも地区計画に反対だと、その二つの選択でお願いしたいと思います。

では、まず、このまま進めた方がいいと賛成される方は挙手をお願いいたします。

※該当者挙手

【会長】

12ででしょうか。12で合っていますか。私がまた間違えるといけない。12で合っていますか。事務局、確認しておいてください。

12。いいですか。

〈確定稿〉

それでは、この附帯決議案には賛成できない方は、挙手をお願いいたします。

※該当者挙手

【会長】

6名ですか。12名と6名で、18。合計は合っていますね。

事務局、大丈夫ですよ。何か数えていますけれど。よろしいですか、事務局。はい。

では、今の決議をもちまして、この附帯決議案で皆さんのご了解を頂いたことになります。

再度、これをつけて、もう一回、確認の意味で、この附帯決議をつけた上で、地区計画についてはお進めいただきたいと確認させていただく意味で、手を挙げていただこうかと思えます。これは議会の方のご要請でもあったので、恐縮ですがそれにはお応えしたいと思います。

この附帯決議案をつけて地区計画を進めることについて、賛成という方は挙手をお願いいたします。

※該当者挙手

【会長】

13、14。合っていますかね。

【委員】

ごめんなさい。僕は間違えました。ごめんなさい。僕は挙げていないです。

【会長】

下げられましたか。

【委員】

はい。下げました。

【会長】

13。

【事務局】

13です。

【会長】

13でいいですか。13名。ありがとうございました。

この附帯決議案をつけて地区計画を進めることと、そういう答申に対して反対、一応、念のために採らせ

〈確定稿〉

ていただきたいと思います。

反対の方は挙手をお願いします。

※該当者挙手

【会長】

1、2、3、4、5。合計18ということで、これをもちまして決することにしたいと思います。

繰り返しではありますが、今日、大変いろいろな議論を頂きました。このことはきちんと議事録に残す。当然のことですし、そのことを区の皆さんも事業者の皆さんもしっかりと理解していただいて、その先の協議を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは、今日、もう一本、報告事項が残っていますので、先に進めたいと思います。

報告事項の説明をお願いいたします。

【麹町地域まちづくり担当課長】

はい。麹町地域まちづくり担当課長です。本日の報告案件は2件ございますが、関連、重複するところもございますので、2件まとめてご説明させていただきたいと思います。資料については、お手元資料1と資料2をご用意ください。

今回は、二つの地区における地域冷暖房施設の変更がございます。まず、資料1に記載しております丸の内一丁目地区についてご説明いたします。

資料左側の上段に記載のとおり、地域冷暖房施設とは、一定地域の建物群に対して、プラントで製造した冷水、温水、蒸気等の熱媒を導管を通して供給する施設でございまして、効率的なエネルギー供給による省エネルギー化等の効果がございます。

資料左側の中段をご覧ください。都市計画法第11条第1項第3号には、その他の供給施設を都市施設に定めることができる旨が規定されております。また、都市計画運用指針には、地域冷暖房施設がその他の供給施設に該当すること、さらに積極的に定めていくことが望ましい旨が規定されています。

資料左側の下段をご覧ください。現在、丸の内一丁目地区におきまして地域冷暖房施設を導入しているビルのプラントや導管の位置が、都市計画丸の内一丁目地区地域冷暖房施設として定められております。今般、東京海上日動ビル本館及び新館の建て替え工事におきまして、新たに設置する地域冷暖房施設のプラントの位置及びそれに伴う導管の位置について定めるため、今後都市計画変更の手続に入りたいと考えております。具体的には、地域図に赤色で表記した新設されるプラントと赤線で示しました導管について、都市計画に位置づける予定でございます。

スケジュールを記載しておりますが、5月下旬以降に都市計画法第17条に基づく手続に着手し、7月頃の都市計画審議会でご審議を頂く予定でございます。

次に、資料2をご覧ください。報告事項2点目、丸の内二丁目地区についてご説明いたします。

先ほどのご説明と重複する箇所は割愛させていただきまして、資料左側の下段をご覧ください。現在、丸の内二丁目地区において地域冷暖房施設を導入しているビルのプラントや導管の位置が都市計画丸の内二丁

〈確定稿〉

目地域冷暖房施設として定められております。今般、三菱UFJ銀行本館の建て替え工事に伴い、新たに設置する地域冷暖房施設のプラントの位置及びそれに伴う導管の位置について定めるため、今後都市計画変更の手续に入りたいと考えております。具体的には、区域図に赤色で表記した新設するプラント、赤線で示した導管について、都市計画に位置づける予定でございます。記載のスケジュールにつきましては、報告事項1件目と同じ日程を現在見込んでおります。

簡単ではございますが、ご説明は以上です。

【会長】

はい。ありがとうございました。

ただいまの報告案件に関して、ご質問、ご意見があれば頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

※全委員なし

【会長】

はい。ありがとうございました。

以上をもちまして今日予定されている内容は終了になりますが、事務局から何か連絡事項等ございますか。

【景観・都市計画課長】

はい。それでは、事務局から事務連絡をさせていただければと存じます。

次回の都市計画審議会の日程でございますけれども、現段階では7月の開催を予定してございます。日程調整をさせていただきまして、日程が決まり次第、ご案内させていただければと存じます。また、定例会といった意味では、令和6年度10月、12月、3月の形で開催日の調整を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【会長】

はい。ありがとうございます。皆様のご協力をもちまして、今日は予定どおり、12時までに終わることができまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第6回の都市計画審議会を閉会といたします。ありがとうございました。

《発言記録作成：環境まちづくり部景観・都市計画課》